

令和5年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人群馬県トラック協会

### 安全装置等導入促進助成事業の実施について(通知)

一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）では、会員事業所における事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等（以下「装置」という。）の導入促進助成事業を行うこととしたので、通知します。

本助成金の交付を受けようとする会員は、次により所定の申請をして下さい。

#### 記

##### 1 助成対象者

- (1) 県ト協の定款に定める会員
- (2) 会費の滞納がない者

##### 2 助成対象機器

助成の対象とする装置は、新たに買取り又はリースにより導入する別表に定める公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）及び一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）が指定するものとし、割賦及び手形等での購入は助成対象外とする。

##### 3 助成交付額

###### (1) 後方視野確認支援装置

1台につき、装置取得価格の1/2

(上限) 30,000円 千円未満切り捨て

(全ト協20,000円・県ト協10,000円)

なお、側方視野確認支援装置とあわせて1会員当たり30台を限度とする。但し、被けん引車を除く会費請求台数が30両以下の場合、その台数までとする。

###### (2) 側方視野確認支援装置

1台につき、取得価格1/2 千円未満切り捨て

(上限) 全ト協 20,000円

全ト協が認めた別表の装置を車両総重量7.5トン以上の事業用貨物自動車の左側に装着した場合に限り対象とする。

なお、後方視野確認支援装置とあわせて、1会員あたり30台を限度とする。ただし、助成申請時における県ト協への車両数報告が、被けん引車を除いて5両以下の場合、その車両数までと

する。

(3) 衝突防止警報装置

1台につき、県ト協30,000円

1会員あたりの助成申請の限度額は、実績報告（請求）書（以下「実績報告書」という。）提出時点での県ト協に報告している車両台数（被けん引車を除く）により、次のとおりとする。

車両台数 29両以下 5台まで

30両以上 10台まで

ただし、助成申請時における県ト協への車両数報告が、被けん引車を除いて5両以下の場合、その車両数までとする。

(4) IT点呼システム機器

1台あたり 県ト協100,000円

1会員あたり1台を助成限度とする。

(5) デジタルタコグラフ

1台あたり 県ト協10,000円

1会員あたり10台を助成限度とする。ただし、助成申請時における県ト協への車両数報告が、被けん引車を除いて10両以下の場合、その車両数までとする。

(6) トルク・レンチ

1台あたり 全ト協30,000円

取得価格1/2 千円未満切り捨て

1会員あたり1台を助成限度とする。

4 助成期間

令和5年4月1日（土）から令和6年2月2日（金）の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。

ただし、助成期間内であっても予算が終了した場合には、打ち切ることがある。

5 申請手続き

助成を受けようとする会員は、令和5年12月8日（金）までに、申請を行う助成事業の「助成金交付申請書」（様式第1）により申請し、交付決定を受けること。

事業の完了（装置導入及び支払い又はリース契約及び初回リース料の支払の完了）から2ヶ月以内または令和6年2月9日（金）のいずれか早い日までに県ト協に該当助成事業の「事業実績報告（請求）書」（様式第2）により請求するものとする。

6 その他

本件に関する問合せは、一般社団法人群馬県トラック協会（Tel027-261-0244）へご連絡下さい。

以 上